

令和元年度 第1回  
野田市廃棄物減量等推進審議会  
会議次第

《日時》 令和元年8月29日(木)  
午後2時から

《会場》 市役所8階大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第1号 宅配便を利用した小型家電の回収について

報告事項 指定ごみ袋の容量変更状況について

報告事項 産業廃棄物に該当するプラスチック類の受け入れについて

報告事項 ごみ分別促進アプリについて

4 閉 会

## 議案 1

### 宅配便を利用した小型家電の回収について

小型家電リサイクル法の認定事業者である「リネットジャパン株式会社」において、不要な小型家電を宅配便で回収しています。この回収には、通常1,500円がかかりますが、パソコンがある場合は回収費用が無料になります。

現在野田市では、使用済みパソコンの処分については、製造したメーカーに直接申し込みをして回収をしてもらうか、第4日曜日の小型家電の持ち込み回収を利用してもらうか、いずれかの方法しかありませんでした。

この宅配回収では自宅まで回収しに来てくれるため、市民の方の利便性が上がります。またパソコン以外の小型家電も回収するため、ごみの減量にも繋がることから、野田市としても協定を締結する方向で進めていきたいと考えております。

なお、近隣では、柏市や流山市、鎌ヶ谷市なども連携しております。

#### 1 回収の手順

インターネットからリネットジャパン株式会社の公式ホームページにアクセスし、申し込む。

回収物を段ボール箱等に詰める（段ボール箱等は自分で用意）。リネットジャパン株式会社による専用段ボール（有料）もあります。

申し込み時に設定した希望の日時に、宅配業者がご自宅まで回収に伺います。（最短で翌日からの設定が可能）

### 自宅(玄関先)から希望日時に佐川急便が回収



#### 2 回収について

(1) 1箱の大きさは3辺合計140cmで20kg以内になります。

(2) パソコンを含む場合は1箱分の回収料金が無料になります。

通常、回収には1,500円（税抜）がかかりますが、パソコンを一緒に処分するのであれば、無料になります。そのため、プリンターやスキャナ等の周辺機器も一緒に回収できます。

(3) 家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機など）は対象外です。

(4) 小型家電以外（古着や古本など）は回収できません。

# パソコンを中心に400品目以上

※パソコンが無くても回収可能です。

自作PCでも
古くても
どんなパソコンでもOK!
故障していても
HDDがなくても



ノートパソコン



デスクトップパソコン

パソコンと一緒に周辺機器もOK!






マウス   プリンター   モニター   キーボード

その他400品目以上も一緒に回収OK!






DVDプレーヤー   携帯電話   固定電話   電子レンジ

## 3 パソコンの処理について

### パソコンを安全・確実に処理するための体制を構築



国の認定工場処理

宅配便回収では唯一の認定事業者です。処理方法・保証方法等、国の審査・立入検査を受けて実施しています。



ISO27001 取得企業

(情報セキュリティマネジメントシステム)  
国際規格を取得し、情報機器取扱い上の運用マネジメントを徹底しております。



HDDは中身を見ずに消去

パスワード等のロックを解除せずにデータ消去を行うため、消去作業中にHDDの中身を見ることはありません。



単品管理

データ消去が必要なパソコンは、単品管理で作業進捗を確認しています。



作業員の不正防止対策

作業員に不正が無いように、私物の持ち込み・データの持ち出しが出来ない対策を講じています。



セキュリティ管理

関係者以外の入退室を厳しく管理し、外部からの不正な侵入が無いように対策を講じています。

データ消去証明書の発行も出来ます。(有料)

## 4 リネットジャパン(株)について

### リネットジャパングループ会社概要

- ▼ 2000年にトヨタ自動車、ブックオフのサポートを得て創業、2016/12 東証マザーズに上場
- ▼ 日本最大級のネット中古書店 **NET-OFF** を運営
- ▼ 100%子会社のリネットジャパン(株)にて小型家電リサイクル法の認定を取得し参入

<p><b>社名</b> リネットジャパングループ(株) (東証マザーズ上場 証券コード3556)</p> <p><b>創業</b> 2000年7月27日</p> <p><b>本社</b> 愛知県大府市一屋町三丁目45番地</p> <p><b>資本金</b> 580百万円</p> <p><b>主な株主</b> 黒田 武志 豊田通商(株) トヨタ自動車(株) 等</p> <p><b>従業員</b> 363名(パート・アルバイト含む)</p> <p><b>100%子会社</b> リネットジャパン(株)</p> <p style="font-size: small;">&lt;小型家電リサイクル法 認定事業者&gt;</p>	<p><b>代表 黒田 武志 略歴</b></p> <p>1965年11月5日生(53歳)</p> <p>1989年04月 トヨタ自動車(株) 入社</p> <p>1998年07月 " 退社</p> <p>1998年05月 ブックオフFC加盟店(株)ブックオフウェブ 設立 代表取締役 就任</p> <p>2000年07月 黒田・ブックオフ・トヨタ自動車の出資により(株)イーブックオフ 設立 代表取締役 就任</p> <p>2005年10月 ネットオフ(株)に社名変更</p> <p>2014年10月 リネットジャパングループ(株)に社名変更</p> <p>2016年12月 東証マザーズ上場</p>
---	---

## 報告 1

### 指定ごみ袋の容量変更状況について

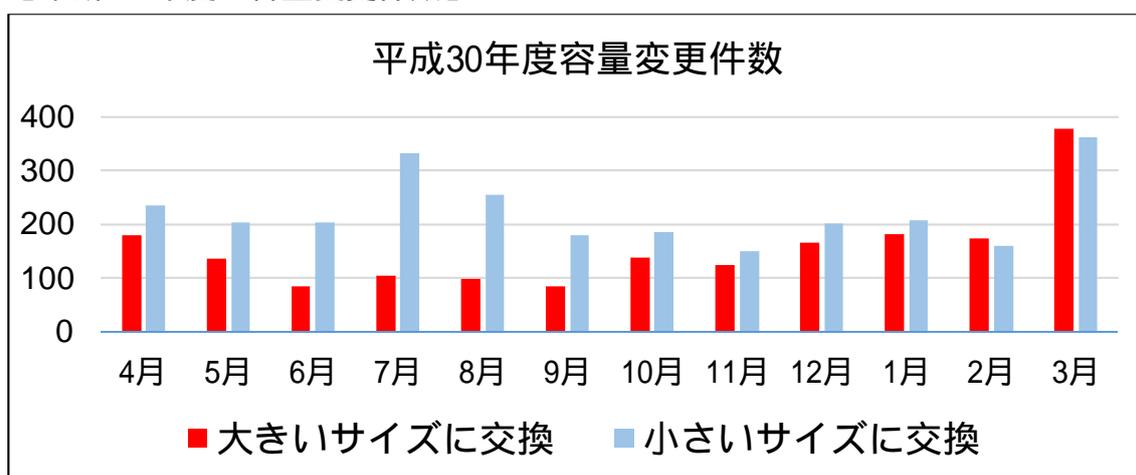
平成 30 年度から容量変更を希望する場合は、17 カ所の公共施設で券と券を交換していましたが、利便性の更なる向上を目的として、平成 31 年度からは公共施設において指定ごみ袋（無料分）の取扱いを開始し、直接指定ごみ袋と交換及び容量変更が出来るようになりました。また、従来の公共施設に福社会館（谷吉会館、七光台会館、島会館、関宿会館）を追加し、合計 21 カ所で対応が出来るようになりました。

#### （ 1 ）平成 30 年度と平成 31 年度の容量変更状況について

平成 30 年度及び平成 31 年度 4 月から 7 月までの容量変更実績をまとめましたので報告させていただきます。

なお、平成 30 年度は「券と券」の変更件数、平成 31 年度は「券と券」の変更と「券とごみ袋」の変更を合算した件数になっています。

#### 【平成 30 年度の容量変更件数】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大	179	136	85	105	98	84	139	125	165	182	175	379	1,852
小	235	205	205	333	255	180	185	150	202	207	161	363	2,681
計	414	341	290	438	353	264	324	275	367	389	336	742	4,533

(単位：件)

平成 30 年度 月当たりの容量変更件数

平成 30 年度 年間容量変更件数 4,533 件 ... ㊤

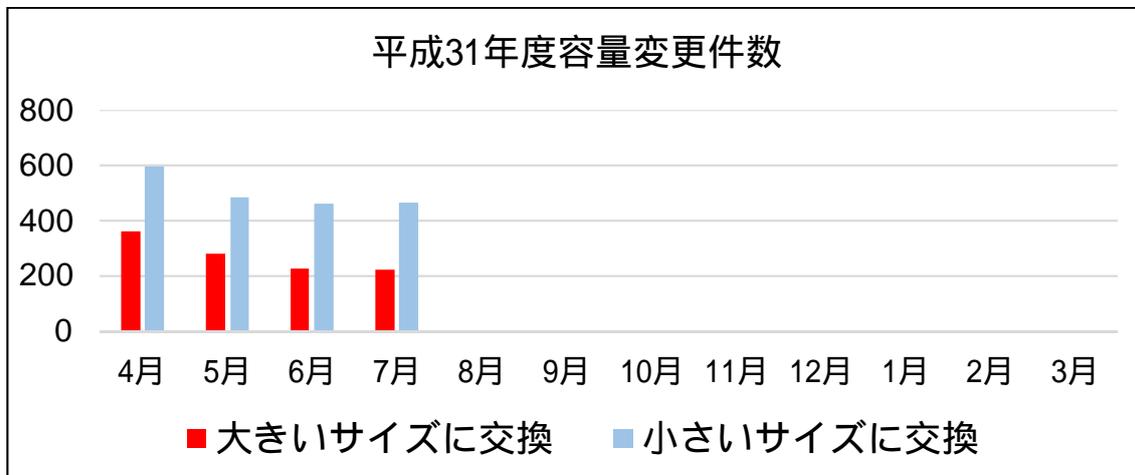
4,533 件 ÷ 12 月 378 件 / 月

平成 30 年度 世帯数に対する容量変更件数の割合

世帯数 67,086 世帯 (平成 30 年 2 月末 現在) ... ㉔

㉓ ÷ ㉔ × 100 6.76%

【平成 31 年度 4 ~ 7 月までの容量変更件数】



平成 31 年度の件数は、袋との変更と券との変更の件数を合算しています

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大	361	284	228	224									1,097
小	598	485	462	469									2,014
計	959	769	690	693									3,111

(単位：件)

平成 31 年度 4 ~ 7 月まで 月当たりの容量変更件数

平成 31 年度 4 ~ 7 月まで 容量変更件数 3,111 件 ... ㉓

3,111 件 ÷ 4 月 778 件 / 月

平成 31 年度 世帯数に対する容量変更件数の割合

世帯数 68,062 世帯 (平成 31 年 2 月末 現在) ... ㉔

㉓ ÷ ㉔ × 100 4.57%

参考：平成 30 年 7 月末までの交換件数割合は、2.21%

平成 30 年度の推移につきましては、年間を通して小さい容量の引換券へ変更する傾向が強く、特に夏場にその傾向は強くなりました。また、3 月の変更件数が著しく増加していますが、これは引換券の有効期限が迫ったことにより変更件数が増えたものと思われます。

平成 31 年度につきましては、平成 30 年度の月当たりの件数が 378 件に対し、778 件とほぼ倍増しております。これは容量変更制度が広く浸透してきたことのほか、公共施設の窓口で直接、券と指定ごみ袋を交換できる制度に改善し、市民の方が利便性を感じて積極的に制度を利用していただくようになったことが、変更件数増加の要因と思われます。

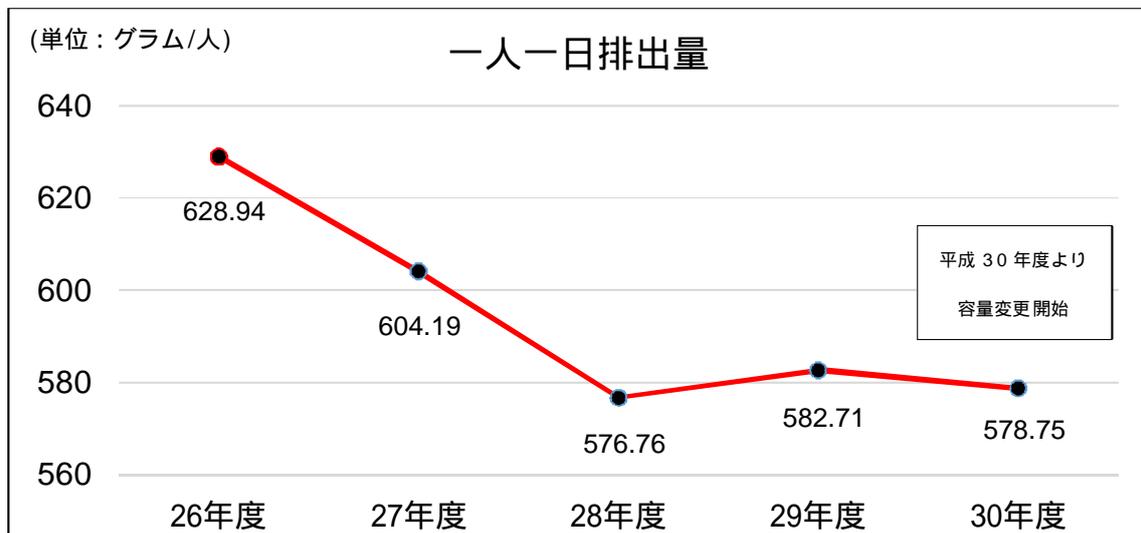
( 2 ) 容量変更制度導入とごみ排出量との関係について

平成 30 年度での容量変更制度の導入と過去 5 年の市民一人一日当たりのごみ排出量の推移についての関係を表にしました。

市民一人一日当たりのごみ排出量の推移

単位：グラム/人

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
一人一日排出量	628.94	604.19	576.76	582.71	578.75
うち家庭系ごみ	414.55	417.69	410.40	411.24	409.24
うち事業系ごみ	214.39	186.50	166.36	171.47	169.51
人 口	155,610	155,134	154,772	154,348	154,404



平成 29 年度までは、排出回数を抑制することでごみを減らすという考え方により、小さい袋に変更した場合は袋の枚数を増やすことはしていませんでした。平成 30 年度より総容量の範囲で自由に容量変更が出来るようになり、交換の内容によっては排出回数が多くなりますが、市民一人一日当たりのごみ排出量については、平成 29 年度と比較して減少していることから排出回数とごみ排出量については、大きく関係しているものではなく、また排出回数に関わらず、市民の方のごみ減量の意識は定着しているとも考えられます。

なお、容量変更状況につきましては、今後も状況を注視し、引き続き報告させていただきます。

## 報告 2

### 産業廃棄物に該当するプラスチック類の受け入れについて

#### 1 廃プラスチックの焼却要請について

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、国内で年間約700万トン程度が排出されていますが、平成29年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置がとられ、平成30年の輸出量は約100万トン程度にとどまっており、昨今の新聞等でも報道されているとおり、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことで、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、産業廃棄物処理業者から廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとされております。

こういった状況を鑑み、令和元年5月20日付で環境省から「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」通知されました。

この通知の内容としましては、廃棄物処理法第11条第2項に規定されているとおり、市町村は、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができることを踏まえ、ごみ処理施設を保有する市町村に、今般の状況を鑑み、当該施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチックを受け入れて処理することについて、積極的に検討することを促す内容になっております。

#### 2 野田市のプラスチックごみの処理状況について

野田市のプラスチックごみの現状としまして、昭和46年から市内全域で不燃物の収集を開始して以来、家庭から出される廃プラスチックについては、焼却処理はおこなわず、不燃ごみとして各家庭から収集し、リサイクルセンターにおいて中間処理をしております。

リサイクルセンターでは、搬入された不燃ごみの中からプラスチック製容器包装等を選別し、日本容器包装リサイクル協会に引き渡しリサイクルしております。その際、選別されるプラスチック製容器包装の容量は平成30年度実績では、約1,650tになっております。

また、事業活動に伴って排出される廃プラスチックについては、産業廃棄物に該当することから、原則市では処理できませんので、産業廃棄物収集運搬業者が直接民間の産業廃棄物処理施設に搬入し、中間処理されているところです。

#### 3 今後の方向性について

昭和46年から一般家庭における廃プラスチック類は不燃物として焼却していないことから、産業系廃プラスチック類を焼却するためには市民をはじめ、清掃工場の地元自治会のご理解をいただく必要があると考えております。

また、市内で産業廃棄物として処理されている廃プラスチックの排出量を把握することができないことから、現在の清掃工場の稼働状況で受け入れる余裕があるかは判断できないと考えております。

さらに、現在の清掃工場で廃プラスチック類を焼却することは、燃焼温度が上がり、運転管理が難しくなるとともに、炉自体に負荷がかかり故障の原因になることが懸念されるとともに、廃プラスチック類については、重量は軽いですが、容積率が高いため、ピット容量が不足するという事も考えられます。

国からの通知では、市町村に財政的な負担をかけないとされていますが、排出事業者から処理費用を徴収できること以外には、国からの財政支援策等は何ら具体的に示されておりません。

最後に、市内の排出事業者や産業廃棄物処理業者から市に対して、廃プラスチック類等の廃棄物の処理に支障が生じているといった声は寄せられておりません。

したがいまして、現時点では、野田市で産業廃棄物である廃プラスチック類を受け入れる考えはありませんが、市内から発生した廃棄物を適正に処理することが重要となりますので、今後も国や千葉県、また他市の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

## ごみ分別促進アプリについて

### 1 ごみ分別促進アプリの導入について

野田市では、ごみの分別方法などについて「ごみの出し方・資源の出し方パンフレット」でお知らせしていますが、より多くの方法で市民の皆さんにお知らせしたいと考え、スマートフォン向けの「ごみの分別促進アプリ」の導入を検討しております。

これは、ごみの収集日や分別方法など、ごみに関する情報をお知らせする便利な無料アプリであり、現在導入を考えているのは、株式会社ディライトシステムの【さんあ～る】というアプリになります。千葉県では10市町で導入されている実績があり、近隣では柏市や松戸市になります。

野田市でも9月の議会に補正予算をお願いし、12月より導入できるよう準備を進めておりますので、報告させていただきます。

### 2 基本的な機能について

#### 基本機能・・・ごみ出し日通知設定

通知時間を任意に設定

通知は前日、当日、または両日設定が可能

通知するごみ種別も任意で選択



#### 基本機能・・・カレンダー機能

カレンダーで確認することが出来ます。



自治体

#### メモ機能を追加

- 市民の方がメモやスケジュールを管理出来る便利機能
- 粗大ごみの日
- お買い物リスト
- 子供の行事 など

いくつでも自由に登録が可能です。

## 基本機能・・・ごみ分別帳機能

### 便利帳

- ・種類毎のごみの出し方を表示します。
- ・種類毎の代表的なごみを表示します。
- ・出し方に注意事項も表示します。

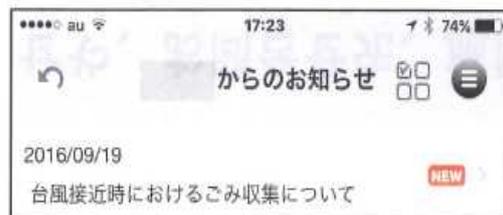
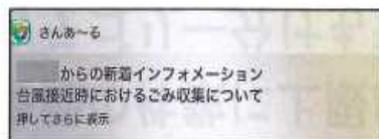
### 分別帳

- ・ごみを50音順に仕区分と注意点を表示します。



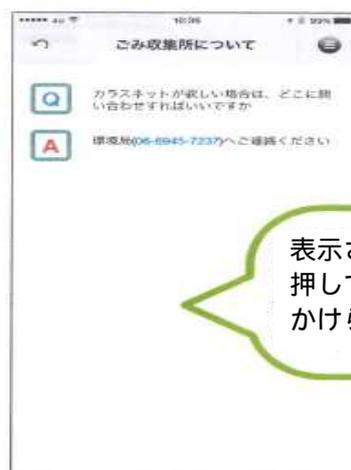
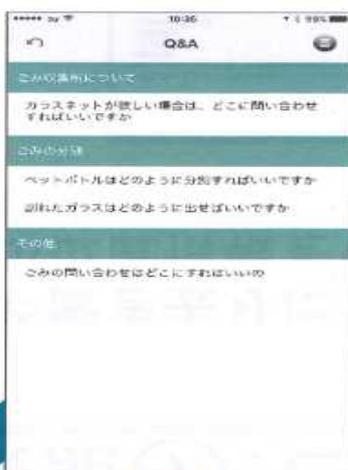
## 基本機能・・・インフォメーション機能

野田市からの情報をリアルタイムで発信します。



## 基本機能・・・よくある質問

市役所へよくあるお問い合わせの項目を一覧に表示します。



表示される施設の電話番号を押してもらって、直接電話がかけられます!!